

議第129号

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「および第2項ならびに」を「から第3項までならびに」に改める。

第44条第1項中「とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める幅員まで縮小することができる。

- (1) 自転車の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車の安全かつ円滑な通行に支障がない場合 2メートル
- (2) トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。 1.5メートル

第44条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、第1項ただし書または前項ただし書の規定の適用を受ける自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、この限りでない。

第44条第1項の次に次の1項を加える。

2 自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める幅員まで縮小することができる。

- (1) 自転車および歩行者の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車および歩行者の安全かつ円滑な通行に支障がない場合 3メートル
- (2) トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車および歩行者の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。 2メートル

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道（この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。）について適用する。

